

東海地区私立大学教職員組合連合慶弔規程

1、東海私大教連は、組合員が次の事項に該当する場合に慶弔等の意を表するために所定の金額を支給する。

- (1) 組合員が死亡した場合は、その遺族に弔慰金3万円を支給する。
- (2) 組合員の配偶者またはその子が死亡した場合は、その遺族に弔慰金2万円を支給する。
- (3) 組合員が結婚した場合は、祝金1万円を支給する。
- (4) 組合員が1ヶ月以上の療養による休業をした場合は、長期療養見舞金1万円を支給する。
この場合、同一年度に2回以上の申請はできない。
- (5) その他、執行委員会が必要と認めた場合は、相当の金額及び供花を支給する。

2、慶弔金及び見舞金の支給手続き

前項の弔慰金並びに祝金等は、加盟単組から所定の用紙にもとづき申請を受け、申請書受理後すみやかに支給するものとする。ただし、緊急の場合については、事後所定の用紙により申請を受け付けることができる。

3、支給の実施

本規程は2006年8月1日から実施する。2006年7月31日までに発生した事由については、1993年8月1日実施の規程にもとづいて申請できることとする。